

## インド共和国商工省と日本国経済産業省の協力に関する覚書

2006年12月15日、マンモハン・シン・インド共和国首相と安倍晋三日本国首相は、両首脳による「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同声明において、経済発展のために知的財産が重要であることを認識し、知的財産分野における人材育成を含むキャパシティ・ビルディングにおいて引き続き協力することを確認した。

上記にかんがみ、両大臣は、キャパシティ・ビルディング、人材育成及び公衆啓発を主とする知的財産分野における二国間協力を拡充することとした。

当該目的を達成するため、両大臣は両国の関係当局、すなわちインド特許意匠商標総局及び日本国特許庁が、本分野における協力の基本的枠組み及び具体的方策を策定、実施することで意見が一致した。

これを受け、インド商工省産業政策振興局特許意匠商標総局と日本国経済産業省特許庁（以下「両機関」とする）は、

以下の理解に達した。

### 第1条 目的

本覚書の目的は、知的財産分野における両機関の職責に従い、両機関の知的財産分野における協力を促進することとする。

両機関は、以下を含む共通目標の達成に向けて努力する。

- (a) 知的財産保護制度の改善
- (b) 透明で合理的な知的財産関連手続の確立
- (c) 知的財産保護に関する公衆啓発の促進

### 第2条 協力の分野

両機関は、それぞれの産業及び市民の利益のために、インドと日本双方の知的財産庁の強化において協力することとする。

この目的を達成するため、両機関は、キャパシティ・ビルディング、人材育成及び知的財産に関する公衆啓発プログラムの分野において、相互の信頼、尊敬及び共通価値に基づく関係を発展させることとする。

### 第3条 キャパシティ・ビルディング

両機関は、特に特許情報及び特許審査手続における最良事例の交換等を通して、知的財産庁の自動化及び近代化、データベースの開発、知的財産出願処理手続の合理化及び簡素化を含む知的財産分野のキャパシティ・ビルディングにおいて協働する。

#### 第4条 人材育成

両機関は、両国の知的財産制度強化の観点から、特許審査研修を含む知的財産分野における職員研修及び人材育成において協力する。

#### 第5条 公衆啓発プログラム

両機関は、知的財産権分野における公衆啓発活動の実施において協働する。これには、発明者、科学者、専門家、知的財産管理者等の利害関係者を対象とするセミナー、シンポジウム、及びワークショップが含まれ得る。

#### 第6条 情報交換及び経験の共有

両機関は、知的財産及び各機関において実施される知的財産に関するイベント、事業、及びイニシアティブについての情報交換及び経験の共有を推進する。

情報交換及び経験の共有は、大使館及びその他の機関、すなわち、インド商工会議所連盟、インド産業同盟、及びインド商工会議所連合等のインドの産業団体、並びに日本貿易振興機構(JETRO)を通じて実施することができる。

#### 第7条 年間行動計画

両機関は、各年に実施される具体的協力活動を定める年間行動計画を共同で作成し、確認する。

年間行動計画は、特に以下を含む。

- a. 日本とインドの間での、知的財産庁職員、知的財産管理者、知的財産専門家及び知的財産政策立案者に対する研修についての経験の共有
- b. 知的財産庁の機械化、知的財産に関するデータベースの開発、並びに特許、商標、及び意匠等についての審査手続に関する情報及び最良事例の共有
- c. 学生、実業家及び市民社会への知的財産に対する意識の普及についての最良事例の交換
- d. 権利保有者と消費者の間の潜在的懸念の検討のための組織的メカニズムについての情報交換
- e. 特定の知的財産に関する問題についての共同事業
- f. 先行技術データベースに関する経験の共有

各年間行動計画は、その活動の範囲、リソースの管理及び割り当て、実施時期、及びその他の必要な情報を含む協力活動の実施に関する詳細な計画を含む。

各年間行動計画は、必ずしも本覚書で特定された全ての分野における協力活動を含んでいる必要はない。

#### 第8条

## モニタリングメカニズム

年間行動計画の策定、その実施の監督、及び両機関における関心事項についての意見交換の円滑化のため、共同協議メカニズム(JCM)を設立する。

JCM は、少なくとも1年に1度、年間行動計画を議論するために開催され、実施される協力活動のモニタリング及び評価を行う。また、他方の機関の同意を条件として、一方の機関からの書面による公式の要請によっても開催される。

### 第9条 財源

各活動は、各機関の年間予算内における必要費用の利用可能性を条件として実施される。

### 第10条 発効

本覚書は、署名日の翌日から発効する。

### 第11条 終了

本覚書は、両機関相互が賛成することを条件に、更新を目的として2年間の期間をもって終了する。

各機関は、他方の機関に対して、少なくとも90暦日前に書面で通知することにより、当該覚書を終了させることができる。

本覚書の早期終了は、本覚書が有効であった期間内の年間行動計画における協力活動については、その完了に影響を及ぼさない。

2007年5月24日に東京で、英語による原本二通に署名

甘利 明  
日本国経済産業大臣

カマル・ナート  
インド商工大臣